

# 向原第二保育園のしおり



# 入園おめでとうございます

## ～児童憲章(前文)～

☆児童は、人として尊ばれる。

☆児童は、社会の一員として重んぜられる。

☆児童は、良い環境の中で育てられる。

## ～児童福祉の理念(児童福祉法第一条)～

☆すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

☆すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

一日一日の積み重ねの中で、成長発達する子どもたちを、私たちはその理念に基づいて保育を実践していきたいと思っております。

保護者と保育園職員は、子どもを支え援助(育成する)するため、互いに共感関係を築き、発達を同じ認識で進めていくことが大切になります。そのため些細なことでも話し合える関係が望ましいと考えています。大事な乳幼児期を健やかに、園生活が楽しいと思えるよう、子どもを中心に保護者と職員が認め合うつながりを願うと共に、皆様が安心してお子さんを通園させ、仕事に専念できるように心がけていきたいと思っております。



社会福祉法人 大龍会  
理事長 鈴木常英  
施設長 小川泉

★園の住所 東大和市向原1-4-1

★電話 042-843-9619

## 園 の 理 念

- \* 子どもの最善の利益を守りながら子どものいきる力と社会性を育み、保護者の子育てと就労を支えます。
- \* 地域交流の拠点として、子どもを大切にする地域づくりを目指します。

## 保 育 方 針

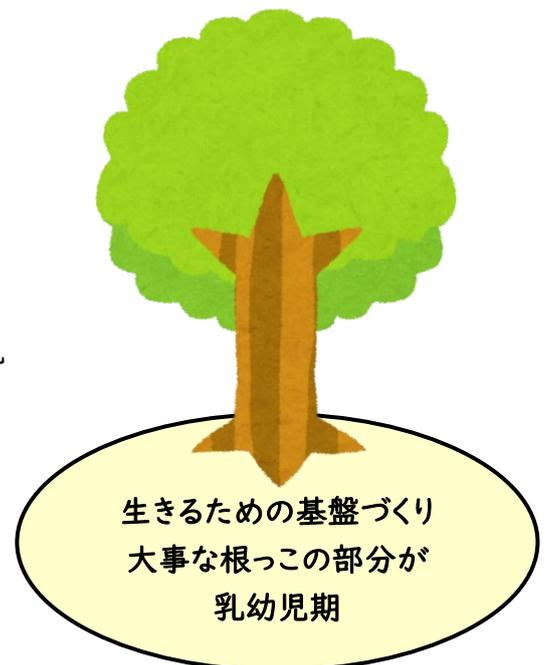
- \* 一人ひとりの子どもを尊重し、その個性を大切に育む。

## 保 育 目 標

- \* 互いを知り、人との関わりの中で、考え表現する子
- \* 見て、聞いて、感じて、自分で行動できる子
- \* 安心できる環境の中で、心身ともに健康な子

保育園で過ごす乳幼児期は、人間として生きるための大切な基盤をつくる時期です。子どもはより良い環境の中で、育児と遊びが繰り返されることで、心も体も豊かで健康に育っていきます。

集団の中で、子ども一人ひとりのその子らしさを沢山見つけて、好きなことやできることを伸ばしていく保育を、家庭と協力をしながら、自立に向けて援助していきたいと考えています。





## 目 次



園の理念 保育方針 保育目標

1.施設の概要	1ページ
2.お知らせとお願い	2～3ページ
3.持ち物一覧	4ページ
・毎日用意するもの	
・週末に持ち帰るもの	
4.日課	5ページ
5.保育で大切にしていること	6～9ページ
6.保育園の食事・食育	10～12ページ
7.健康と保健	12～18ページ
8.保育園での与薬について	18～19ページ
9.日本スポーツ振興センター、災害共済制度への加入について	20ページ
10.個人情報の取り扱いについて	21ページ
11.苦情解決制度の仕組み	22～23ページ
12.苦情解決窓口について	23ページ
13.意見箱について	23ページ
14.延長保育利用料の免除申請について	23ページ
15.保育料について	24ページ
16.写真に関するお知らせ	24ページ
17.災害時用の携帯電話	24ページ
18.延長保育及び閉園(19時)以降の利用料金	25ページ
19.与薬依頼書	
20.インフルエンザによる出席停止について・登園届(インフルエンザ)	
21.意見書(証明書)	
22.登園届(保護者記入)	



☆ この冊子は園生活を送るうえで重要な事項が書いてありますので、その都度開いて確認し、卒園まで大切に扱ってください。

# ようこそ向原第二保育園へ 家庭と保育園で一緒に子育てしましょう!

## 施設の概要

- 1.所在地 〒207-0013 東大和市向原1丁目4番地の1
- 2.名称 向原第二保育園  
TEL 042-843-9619
- 3.開設年月日 平成31年4月1日
- 4.規模 鉄骨造 地上2階建て(平成30年3月2日完成)  
延べ床面積 153.62㎡  
敷地面積 325.77㎡

### 5.定員数

合計	1歳児	2歳児
11名	5名	6名

- 6.法人関連施設 向原保育園・高木保育園・ならはし保育園・拝島保育園  
金町保育園・母子支援施設 あゆみ苑・大和南子育て支援センターぽけっと
- 7.事業内容 産休明け保育・延長保育・障害児保育

### 8.職員構成

- ◇施設長 1名
- ◇保育士 2名
- ◇パート職員 2名
- ◇嘱託医(小児科医又は内科医 1名及び歯科医 1名)



# お知らせとお願い

## 1. 保育時間について

- ・開園時間 午前7時～午後7時（月曜日から金曜日の午前7時から8時と午後6時～7時と  
土曜保育については、向原保育園での合同保育となります。）
- ・認定の仕方 ◇保育短時間認定 午前8時30分～午後4時30分 \*認定は東大和市保育課  
◇保育標準時間認定 午前7時～午後6時 が行います。
- ・延長保育時間 ◇①午前7時～8時30分 \*スポット利用・登録利用があります。  
◇②午後4時30分～午後6時 登録の方は申請が必要になります。  
◇③午後6時～7時 スポットはその都度お伝えください。

\*延長保育の登録を希望される方は、担任にご相談ください。

延長保育登録申請書に、期間・時間・理由等の必要事項を記入し提出してください。

利用辞退については、当月末までに延長保育辞退申請書を記入して提出してください。

\*スポット利用については1回500円です。利用回数5回で登録利用へ切り替えにできますので、その際には延長保育登録申請書を提出してください。ただし利用月の末日（日曜日は含みません）までが提出期限となります。

\*延長保育利用料金については、P25「延長保育閉園以降の利用料金」で詳細を記載していますので、ご参照ください。

\*利用料は翌月5日までに納入をお願いいたします。

\*お迎えが遅れる場合でも閉園時間の午後7時は過ぎないようにしてください。

（保育体制が整っておりませんので、くれぐれも遅れないようにしてください。）

万が一お迎えが午後7時を過ぎた場合には、5分1単位につき300円を加算した料金を徴収させていただきますので、ご了承ください。

## 2. 登園・降園について



(1) 毎日9時までに登園してください。

\*子どもは毎日同じ時間に同じことをすることで、生活のリズムが整い、安定し習慣化していきます。9時から各クラスが活動し始め（散歩や体操など）ます。

お子さん自身で一日をスタートできるようにご協力ください。

(2) 欠席連絡は、コドモンにて当日9時までに行ってください。

\*病欠の場合、症状・病名についてもコドモンからお知らせください。

感染症の場合は、看護師より電話連絡を行うことがあります。

\*給食の食数把握にも関わりますので、時間厳守にご協力をお願いします。

\*欠席連絡がない場合は、保護者の方へ確認の電話連絡をさせていただきます。

(3) 当日の急な遅刻連絡は電話でお願いします。

\*通院等で登園時間が遅れる場合でも、10時までには登園してください。

- (4) コドモンで伝えたお迎えの方やお迎え時間を、他の方、時間を変更する場合は、電話でご連絡ください。\*事前の連絡がない場合は、保護者の方へ確認の連絡をさせていただきます。
- (5) 保護者の方が休暇等の際に、お子さんを保育園に預ける場合は、その日に連絡が取れるよう必ず連絡先をお知らせください。
- (6) 送り迎えの際は事故防止のため、必ず保護者の方が各部屋まで付き添ってください。  
\*きょうだいについては、登園時は下のお子さんから、降園時は上のお子さんからを基本とします。ただし待つことが困難等、理由があるときは、担任と相談してください。送迎後はすみやかにお帰りください。
- (7) できるだけ自転車や徒歩での登園をお願いします。やむをえず車で登園される場合は、近隣の方の迷惑にならないよう所定の場所に停めてください。



### 3. 駐車についてのお願い

- (1) 交差点付近、住宅、マンション、近隣駐車場の出入り口等の路上には駐車をしないでください。園の駐車場をご利用ください。
- (2) 車の中や自転車の荷台に貴重品を置いたままにせず、エンジンを止め、鍵をかけてください。
- (3) 駐車中の車内にお子さんを乗せておくことのないようにしてください。
- (4) 駐車場はお互い譲り合って、利用していただき送迎はすみやかにお願いします。  
\*駐車場は向原保育園園庭の東側に10台と北側に5台ありますのでご利用ください。
- (5)  向原保育園の門に1番近い場所は、車いすの方や妊婦さん等、必要な方専用のスペースとなっていますので、いつでも使用できるように、空けておいてください。
- (6) 駐車場内は保育園の敷地内ですので、全面禁煙です。電子たばこ、無煙たばこ等についても同様となります、お控えください。
- (7) 駐車場内での事故・損傷・盗難等について、保育園は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

### 4. 土曜保育利用について

※土曜保育の利用は、あらかじめお知らせいただいております。

利用希望の方は担任までお知らせください。

利用予定は、各クラスの受け入れにあるチェック表へ記入してください。給食の食数や職員の体制を整えるためにも、利用の場合はその週の木曜日の登園時までには記入をお願いします。急な利用の場合も早めの連絡にご協力ください。欠席する場合は、コドモンより欠席申請を行ってください。予定表への記入がなく欠席申請もない場合は、所在確認の電話をさせていただきます。

### 5. 休園日

休園日は、日曜・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)となります。

### 6. その他

住所・勤務先等に変更が生じたときは、すみやかに保育園、市役所保育課に届け出てください。



## 持ち物一覧

	用意するもの	用意する時の注意点	枚数	
			1歳児	2歳児
毎 日 用 意 す る も の	肌着(半袖)	綿素材のもの(前ボタン・つなぎ不可)	3	3
	上着(Tシャツ)	綿素材のもの(前ボタン・つなぎ不可)	3	3
	ズボン	綿素材のもの。くるぶしにかからない長さに調整してください。	3	3
	紙オムツ	発達に応じた形(オープン式 or パンツ型)※3紙オムツ用の入れ物に必要枚数を入れてください。 *名前は無記名で構いません。	10	10 (※1)
	パンツ	綿素材のもの	3 (※1)	3 (※1)
	靴下		2	2
	食事用エプロン	別紙参照	2	2
	手拭きタオル(ループ付)	ハンドタオルのサイズ (ループを付けてください)	1	1
	靴(園庭・散歩用)		1	1
	汚れ物袋(取っ手付)	衣類他の汚れ物用	1	1
	個人用ポリ袋	衣類他 濡れた物用	1	1
	通園カバン(布袋)	別紙参照	1	1
週 末 に 持 ち 帰 り す る も の	コットマット	別紙参照	1	1
	綿毛布(寒い期間)	お子さんの身体の大きさに合ったサイズをご用意ください。	1	1
	バスタオル(暑い期間)			
	帽子	全体にツバがある洗える素材のもの。 (ループを付けてください)	1	1
	ベスト	ファスナーだと子どもが扱いやすいです。	1(※2)	1(※2)

※1 個人差があるため、必要枚数をご用意ください。

※2 必要になりましたら担任よりお知らせします。4月時点では必要ありません。

※3 発達による自律性を大事にするため、歩行が確立したお子さんはパンツ型の紙オムツをご用意ください。

◎すべての持ち物に必ずマーク、名前を記入してください。

(靴下や登園靴への記入もお願いします)

◎ロッカーやカゴの中には、衣類を入れすぎないようにしてください。





## 日 課



日課とは、あそび、食事、排泄など「子どもの生活」のことをいいます。

単に時間が過ぎていくのではなく、生活のなかでより良く、その子らしく伸びていけるようにと考えています。毎日同じ生活リズムの繰り返しで、子どもに安心を与えます。生活の見通しを持ち、自発的に生活をすすめ、あそぶことができるようになっていきます。その日、その日でいろいろ変わるということはありません。

子どもの生活はあそびが主です。あそびを通して自分の体を知り、周囲に関心を持ち、子どもは真に発達していきます。より多くの時間があそびで満たされるように、子どもとともに日課を作っていきます。

	1・2歳
7:00	登園・視診
9:00	(9時までに登園)
9:15	あそび(室内・戸外・散歩)
10:00	水あそび・プール(夏期)
11:00	食 事
12:00	睡 眠
13:00	
14:00	目 覚 め
15:00	軽食(おやつ) 室内あそび
18:00	(お迎え順に降園)
19:00	延 長 保 育

※時間は目安で個人差があります。また年齢や時期、子どもの成長に合わせて変わります。特に1歳児の入園当初は、月齢差、個人差に合わせて一人ひとりの日課を考えています。乳児は時間別に明記されていますが、その子に応じた授乳や食事時間で育児が流れます。



## 保育で大切にしていること



### 安心から主体的なあそびへ

子どもたちは、入園してすぐに安心できるというわけではありません。お母さんお父さんから離れること、新しい環境など、初めは様々な事柄に不安を感じます。日々関わるなかで、何に不安があるのかを知り、その気持ちを受け止めていくことで少しずつ安心できるようになっていきます。安心感を得ていく経過や時間には一人ひとりのペースがあります。個々のテンポに合わせて信頼関係を築いていきます。安心できる大人に見守られた中であそび、自分で考え、決め、行動することで子どものなかに非認知能力が育ちます。



### 主体的なあそび と 応答的な関わり

私たちが大切にしているのは、子どもが自らあそぶということです。

大人があそばせるのではなく、子ども自身が場所や道具を選んであそび出すということです。赤ちゃんは触れたものを掴んだり舐めたりして、自分の手や口で確かめながら世界を知ろうとします。子どもには興味を自分で見つけ、積極的に関わろうとする主体的な力・あそぶ力があるのです。人は、「生まれながらに主体的に学ぶことができる存在」です。この主体性は、豊かな環境と出会うことで湧き出します。面白いな、きれいだな、もっと知りたいなという気持ち(情動)が高まるということです。環境との出会いによって湧き出した興味や関心から、子どもは惹きつけられ能動的・主体的になります。声を上げて喜ぶ子もいれば、静かにじっと見つめる子、触れようとする子、その表れは様々です。



実際に子どもと関わっている時、私たちは見守っていることが多いです。子どもが何をしたいのか、何に面白さを見つけたのか、子どもの発達に必要な環境はなにか、子どもの視点に立って見ることで内面に湧きおこる表れを知ることができます。周りから見ると、もっと大人と一緒にあそべばいいのに、とか大人が見ているだけなのではないか?と思うかもしれませんが、子どもの視線に気づき、子どもの見つけた面白さや美しさを一緒に感じるために「見る・知る」ことを大切にしています。

見て知ることができると「～見つけたね。面白いね」「高さが違うから崩れちゃったね。くやしかったね」と応答的な関わりにつながります。このことが子どもの発達や成長にとってポジティブな体験となり、意欲や主体性・感情と言葉の一致・自己肯定感などが育まれていきます。

あそびに大事なものは、「もっとこうしたい」「こうしたらどうなるかな」「なんで、こうなったのだろう」と自分の内側からワクワクと湧きおこる感情です。子どもが夢中になって遊べる環境を整え、子どもが見ているものを一緒に見て共感することを大切にしています。



## 非認知能力の育ち

読み書きや計算、記憶などIQで測れるような「認知能力」に対し、数値では表せない心の能力を「非認知能力(社会情動スキル)」といいます。この能力は、幸せに生きていく上で心の土台となるとされ、幼児教育の世界では特に注目が集まり、保育所保育指針のなかでも重要視されています。

非認知能力は、大きく二つに分けられます。一つ目は「自己に関わる心の力」です。自分を大切にし、感情を適度にコントロールでき、自己を高めようとする力のことで、自尊心や自信、自己肯定感、「きっとできる」と思える自己効力感などがあります。二つ目は、「社会に関わる心の力」です。人を信頼し、協力していくための力で、協調性や思いやりなど社会性といわれる力のことです。

認知能力と非認知能力の育ちは両輪です。非認知能力という土台があるからこそ、学校での学習・読み書き計算など学力テストで数値化できる認知能力を伸ばし続けることが出来ると言われています。

向原保育園・向原第二保育園では、0～6歳までこの非認知能力の育ちを大切に、日々のカリキュラムを計画しています。



## 音楽教育 ～わらべうた～



世界には、「リトミック」「コダーイ」「オルフ」という3大音楽教育があります。

向原保育園・向原第二保育園では、音楽教育にコダーイシステムを取り入れ、0歳児クラスから3.4.5歳児クラスまで「わらべうた」を行っています。わらべうたは、子どもたちからうまれ、子どもたちのものとして古くから歌い継がれてきたものです。



### ○日本語(母語)の獲得

音楽は第二の母語であるという考え方から、自国のわらべうたから音楽教育をはじめるとするのがコダーイシステムの一番の特徴とされています。わらべうたは、その国に古くから伝わる伝統と文化であり、母語を学ぶ教材としてもぴったりなのです。わらべうたに触れるなかで、無意識のうちに母国の音楽の特徴を学び、また母国語を学んでいきます。

わらべうたは、日本語に合ったリズムや旋律になっているため、わらべうたを耳にすることで自然と言語のリズム・イントネーション・発音の仕方を獲得し、日本語力が育まれます。



### ○人の声が一番心地良い

楽器などで伴奏することなく、人の声のみでうたうこともコダーイシステムの特徴です。子どもにとって人の声が一番心地よく感じられ、自然に耳に入ってきます。ピアノ伴奏に依存せず、自分の音を聞き、正しい音程を身につけるとともに、お互いの声を聴きあい、多声を聴く耳を育てていきます。

わらべうたを通じたふれあいは、子どもたちにとってかけがえのないスキンシップの時間になります。

### ○子どもがうたいやすい範囲の音

コダーイシステムは、声に出して歌うことを大切にしています。そのため、子どもの耳に聞き取りやすいドレミソラの5音のみで構成されています。未熟な声帯を無理に使うことなく、うたうことができます。

音楽教育として取り入れている「わらべうた」ですが、昔から歌い継がれてきたこともあり、子どもの心を豊かにし、情緒の安定にもつながると実感しています。0歳～2歳児クラスの1対1であやしてもらう関係からはじまり、3.4.5歳児クラスになると大人と体を動かしてあそび、更には友だちとうたいながら動き、役を担う集団あそびへと変化していきます。そのなかで喜びを共にしたり、我慢したり、ルールを守ったり、できないことを助けられたり、努力したり、子どもたちの能力が多面的に育まれていきます。



## 向原保育園・向原第二保育園 の 行事

向原保育園・向原第二保育園は、あそびや応答的な関わりを通して子どもたちの成長を支えることを大切にしています。そのため、日々の保育からの連続性を考え、親子で一緒に参加し体験する行事となるように計画しています。乳幼児期の子どもたちは体験したことから、さまざまなことを発見し試し吸収していきます。そして体験したこと、心に深く残ったことをあそびに再現し、出来事を積極的に話しコミュニケーションをより豊かにします。また、その時に一緒に体験してくれる大人も大切な存在です。身近な大人と安心できるなかで行なう経験や体験と一緒に話すことは、より印象深く心に残っていく出来事になります。子どもたちにとっては、大好きな家族や友だちと一緒に体験する機会に、保護者の方にとっては、保育園でのあそびや活動を知っていただける機会になればと考えています。

○クラス懇談会/保護者同士の交流や保育内容を知っていただく機会にしています。

○保 育 参 観/希望がある場合、年間通して、どの時期でも参観を行うことができます。

また、保育園から保育参観・面談の希望を伺う期間を設けています。

お子さんの園での様子を知っていただき、担任と共有できる機会にしています。

○引渡し訓練/地震による特別警報が発表されたことを想定した訓練です。

## ○ 乳 児 (0.1.2 歳児)



### 育 児 担 当 制

食事・排泄・着脱・睡眠等の育児を特定の保育士が行います。担当保育士は園でのお母さん・お父さんに代わる存在です。情緒の安定を大事にし、特定の人からの関りを通して信頼関係を築いていきます。



### 日課(生活リズム)を整える

子どもたち一人ひとりが気持ちよく過ごせるように、家庭と連携を取り、生活リズムを整えていきます。

### 乳児(0.1.2歳児)の行事

毎日同じ生活リズムの繰り返しですが、子どもの安心・安定につながると考えています。日常の育児やあそびを大切にしています。そのため園内装飾等で季節を感じられるようにしています。

行事への参加は、向原保育園で行う「秋まつり」は親子で参加し、日本の伝統的なおまつりの雰囲気を楽しめるように計画していますので、ぜひご参加ください。

保育園での様子を知っていただく機会として、クラス懇談会や保育参観・面談を行っています。



## 保育園の食事

向原第二保育園では、日々食材から仕入れて、園内の厨房で自園調理を行い、子どもたちに給食を提供しております。

保育園で過ごす子どもたちは、一日の食事の約半分を保育園の食事ですべて摂っています。  
乳児は 500Kcal 前後<午前食+午後食(おやつ)>



園児の栄養摂取基準量は在園児の性別・年齢・身長・体重から、必要な量を算出しています。  
そのため児童一人ひとりの食べ方、個人差を大切に、食事をすすめています。

## 食育目標

\*楽しく食べられる食事

<衛生的に管理された安全性の高い食事の提供、発達段階に応じた栄養管理と食事内容>

\*五感が育つ食事

<旬や季節を大切にした食事・伝統の行事を伝えていける食事>

\*食への興味が持てる食事

<多様な味の体験ができるような食材選びと、調理の工夫>

食育目標を基本に、食事を含めた食育をすすめています



## 保育園の献立

- 主食： ご飯(白いご飯・味つきご飯・カレーなど)を中心に、麺類、パン類を入れながら、いろいろな献立が食べられるようにしています。
- 主菜： 肉や魚・豆類(豆腐など)をまんべんなく取り入れるようにしています。
- 副菜： 野菜のおいしさを知り、野菜を食べられるように工夫しています。

○ 午後食・おやつ

子どもにとっておやつは大切な食事の1回です。

ご飯もの・パン・粉・ケーキやクッキーなどを手作りで、一週間の中にとりいれています。

○ 誕生会

月1回のお楽しみメニューを考えています。



## ○ 乳児食

<安心した環境の中で、自ら食事に向い、食べる楽しさを体験できる食事>

乳児期に適した食材、調理（切り方・味付け・調理方法）に配慮し、スプーンで無理なくすくい食べられるようにしています。お皿にすべてを盛り付ける、ワンプレートで食べています。

## ○ 食器について

子どもの食べる行為の自立を助けるために、各期の発達に応じた調理法、調理形態にあった食器選びをしています。

### 白い強化磁器の食器

安全性・口あたり・色合い・材質を考慮しています。

磁器食器は、家庭的で清潔感があり、利用することで食器を大切にすることを学びます。

形・大きさ・重さなど、その年齢に適した使いやすいものを選んで使用します。

### コップ

ガラスのコップを使用しています。飲み口が薄く、唇でしっかりとふちを挟むことができるため、こぼしにくいです。また、取っ手がないため、手のひらでしっかり支えて持つことができます。

成長にあわせてコップの大きさを変えています。

### スプーン

発達にあわせて口に入れるボウルの大きさ、形、柄の長さの違うものを使います。

上握り（バームグリップ）からはじまり、フィンガーグリップ→下持ち（3点持ち・ペングリップ）へと体の発達とともに持ち方が変化します。下持ち（3点持ち・ペングリップ）での食事が安定すると献立内容によってフォークを使用します。



バームグリップ

フィンガーグリップ

ペングリップ

※上握りで親指や人差し指が出てきます

### 箸

箸を使う時に必要な親指・人差し指・中指の発達が十分にすすむのは5～6歳といわれています。

そのため年齢で使用時期を決めるのではなく、腕から手の発達にあわせ、持ち方・関心度を考慮する必要があります。

保育園では「集団の中で箸を使用すること」を目的とし、年長の1月後半より箸の使用を開始しています。箸の指導は家庭を中心に進めていただきたいと思います。

## 食 育

子どもは、毎日の食事を通して、食事を作る人を身近に感じ、作られた食事をおいしく、楽しく食べ、それが「生きる」ことへとつながっていきます。

子どもが保育園での食事を通して「食を営む力」の基礎を培うことができるように、取り組んでいきます。

食育目標にそって、日々の生活での食育を大切にしています。



### 食物アレルギーの対応について

○食物アレルギー児の除去食について

保育園での食物アレルギーの対応は、医師の指示（診断）と生活管理指導表（必須）の提出によって、除去食・代替食対応が可能となります。 場合によっては、ご家庭よりお弁当を持参していただくことがあります。

ピーナッツ・そばはアナフィラキシーショックを起こしやすい食品であるため、保育園では使用しません。

## 健康と保健



新しい環境に入ることは、保護者の方だけでなく子どもたちにとっても大きなストレスとなります。大人のようにストレスの発散方法を持たない子どもたちは、体調不良という形でストレスを表現することがほとんどです。また集団生活の場所では、飛沫、空気、接触感染を完全に予防することは、非常に困難で、そのことも体調不良を起こす原因となっています。最初の一年は特に、体調を崩すことが多いことと思います。毎日元気に安全に登園できるよう、園でも感染機会を下げる取り組みは実施していますが、集団感染、重篤化を防ぐためには、体調不良時は早めに受診する、家庭で安静に過ごす等にご協力をよろしくお願いします。

## ご家庭で

### 1. 健康観察

毎朝

○体温・顔色・食欲・機嫌・排便などをチェックし、コドモンでお伝えください。

### 2. 病気かな？

- 健康観察の結果、普段と違う
- 37.5℃以上の熱がある
- 下痢・吐き気・嘔吐・腹痛がある



- 眼やに・充血・眼のかゆみがある
- 発疹・水泡がある
- 耳の周りが痛い・腫れている

\*感染症の前兆であることがあります。

1つでも当てはまるものがあり、その他気になる症状がある時は、ご家庭で様子を見てください。  
症状がひどい・悪化する・長引く時は必ず受診してください。

### 3. 病気をしたあと

特に 38℃以上の熱を出したときや下痢をしたときは、症状が無くなり、元気そうに見えても体調は戻っていません。ここで無理をさせると、ぶり返しの原因になります。

熱が下がり普段の状態に戻るまで、1日は家庭で様子を見てから登園してください。

### 4. 感染症にかかったとき

登園するには、「意見書(証明書)」や「登園届(保護者記入)」、「登園・登校許可書(インフルエンザ)」が必要です(別紙参照)。なお、現在インフルエンザについては、コロナ禍の医療逼迫を回避するため「登園・登校許可書」から別紙「インフルエンザによる出席停止・登園届」に変更しています。

周囲への広がりを防ぎ、他の園児に早めの受診をすすめる等の対応が必要となりますので、診断を受けたときは、必ず早急にご連絡ください。それぞれの用紙については、園のしおりの巻末または、保育園のホームページからダウンロードしてご使用ください。

きょうだいや保護者の方が感染症に罹っている期間は、園内へは入れません。他の方の送迎をお願いします。

### 5. 病気等で欠席するとき

必ずご連絡ください。(9時まではコドモンで行い、9時以降は電話連絡をお願いします)

## 感染症対策 ・ 保育園の取り組み

保育園は集団生活の場所です。感染リスクの低減を考え、可能な限りの感染症対策に努めています。

- 職員の手洗いの徹底と手荒れ対策。
- 玄関・受け入れ室のアルコール消毒液を設置。
- 空気清浄機の使用。
- 各保育室に CO2 モニターの設置。適宜、CO2濃度が 1,000ppm以上になった場合、窓を開け換気。
- 日頃から次亜塩素酸ナトリウム希釈液を使用し、トイレ・おむつ台・机・椅子・手すり・唾液の付いたおもちゃの清掃の実施。おもちゃに関しては、定期的に殺菌庫での消毒。
- 感染症発生時や流行時には、次亜塩素酸ナトリウム希釈液の濃度を上げた清掃の実施。

- 子どものマスク着用については、マスクを触ってしまう・外してしまう、体調などにより自分で外すなど調節が難しく、熱中症などのリスクも高まります。また付けていることによって顔色や表情が見えにくくなります。個別のマスクは園側が管理する、着用の指導をすることが難しいことをご理解ください。クラス内で感染症が発生した場合は、職員へのマスク着用を勧めています。その他については、個人の判断に委ねられております。

## 保 育 中

- 体温が 37.5℃以上
- 下痢・嘔吐・吐き気・腹痛がある
- 眼やに・充血・眼のかゆみがある
- 発疹・水泡がある
- 耳、耳の周りが痛い・腫れている



1つでも当てはまるものがあり、その他、顔色・咳・機嫌等、普段と違い、体調不良と思われるとき、保護者の方に連絡させていただきます。

子どもは急激に全身状態が悪化します。

また、これらは感染症の前兆であることも考えられ、感染が広がるおそれもあります。

集団保育の中では、安静も保てませんので、早めのお迎えをお願いいたします。急な体調不良時の対策に困らないよう、普段からご家庭で相談しておきましょう。

※急なお迎えの対応が難しいご家庭は、あらかじめ病児保育の登録をしておくことをお勧めします。

東大和市 すこやか病児病後児保育室～広沢こどもクリニック～

## く す り

- 園では原則として与薬はいたしません。

受診の際、使用（内服）する時間・回数を医師に相談してください。



- 薬が必要（内服）な時期は、まだ体調がもどっていない（治っていない）状態です。

その状況で無理をすると、悪化やぶり返しの原因となります。

長く体調不良が続いてしまわないように、ご家庭でゆっくり休養することをお勧めします。

しかし、朝・夕に内服している状況でやむを得ず登園する場合は、「診断名」「薬の種類と名前」「自宅で飲んでいる時間」をコドモンあるいは口頭で必ずお伝えください。

- 気管支拡張テープ（ホクナリンテープ等）を使用している場合、貼っていること・貼っている場所を必ずお伝えください。
- 以前と同じような症状で、前のくすりが残っている場合でも安易な使用は控えましょう。同じような症状であっても原因が違うことがあり、かえって悪化させたり、別の病気を引き起こしたりしてしまいます。必ず受診しましょう。

## けが（保育中）

保育園は多くの子どもたちが集まる場所で、多様な経験と学びの機会として活動を行っています。事前に危険を把握し、対策を講じ、安全を確認しながら保育にあたっていますが、さまざまな活動に伴う怪我は時に起こってしまうこともあります。その時には応急手当を行い、受診が必要だと判断した場合に、保護者の方に連絡をとり、職員と一緒に受診をお願いしております。（保険証、医療証を医療機関・薬局へ持参してください。）



### ○ スポーツ振興センター災害給付金

保育中や登降園途中（通常経路で）ケガや事故に遭って受診し、保険診療の医療費総額が500点（自己負担2割の場合、支払い額が1000円）を超える場合は給付の対象になります。所定の書類がありますので、その場合はご説明します。スポーツ振興センターへの手続きは園で行います。（P20「日本スポーツ振興センター、災害共済制度への加入について」をご参照ください。）



## 保険証、乳児医療証の取り扱いについて

保育中の怪我等で医療機関を受診するために、保険証と乳児医療証のコピーをお預かりしていましたが、マイナ保険証の使用開始に伴い、保険証・医療証のコピーはお預かりしておりません。

（これは市内保育園 統一です）

### ○園から怪我等で医療機関を受診する場合

保護者の方に保険証・医療証を持参していただき、病院への同行をお願いします。スポーツ保険（診療報酬点数が500点以上）を利用する場合は、窓口にて清算をしていただきます。

### ○保護者の方が病院に同行できない場合

園で立て替えを行いますので、かかった金額を園にお支払いください。領収書をお渡ししますので、清算が必要な場合は、病院に領収書と保険証を持参して行ってください。



## 健康診査

1. 園医健診 1歳～ 年2回（春・秋）
2. 歯科健診 1歳～ 年1回（5月）
3. 発育測定 全園児 毎月1回（身長・体重）・年2回（頭位・胸囲）  
結果については、コドモンの成長記録に入力しています。  
測定日以降にご確認ください。



## 予防接種・健診

### 1. 予防接種

受けるかどうか決めるのは、保護者の方になります。

ただ、集団の場であり、流行を予防するため、できるだけ接種をお願いします。

お子さんの体調に合わせかかりつけ医と相談し、無理なくスケジュールを組みましょう。

接種した場合、その種類をお知らせください。

接種当日は朝からゆっくり自宅ですごし、接種後もゆっくりしましょう。

接種当日は登園できません。



### 2. 健診

保健センターで行われる健診は、発達や発育の節目の健診です。忘れずに受診してください。

## 健康な生活を送るために

### 1. 生活リズムを一定に

お休みのときも、起床・お昼寝・就寝・食事など、  
生活リズムの軸となるものはなるべく一定の時間にしましょう。



### 2. 食事

体力・抵抗力をつけるための基本になります。3食バランスよく食べましょう。  
特に朝食は一日元気に過ごすためのエネルギーを作るのに大切です。  
必ず食べて登園してください。



### 3. 睡眠・休養

疲労、睡眠不足の状態があると、なかなか治らない、悪化する、すぐ感染するようになり、  
体力、抵抗力をつける妨げになります。

しっかり睡眠をとり、休養をとって疲れを残さないようにこころがけましょう。



## 4. 運動

日常的に車や自転車での移動が多くなっているのが現状です。

体力をつけるだけでなく、骨や筋肉を丈夫にし、ケガをしにくい身体をつくるために、身体を動かす機会をもちましょう。

休日を活用して親子で散歩や公園での遊びを取り入れるなどの工夫を心がけましょう。

## 5. 清潔

### ○ 爪



こまめに切り、角の無いようにしましょう。お互いを傷つける原因となります。

のびた爪で体を搔くと、夏は「とびひ」になることもあります。確認をお願いします。



### ○ 髪

前髪は眼に入らない程度の長さにしましょう。

眼にかかると視力の発達の妨げにつながります。また髪の長いお子さんは、体操やプールなど活動中の安全面や、衛生的な食事への配慮にご協力をお願いします。

### ○ くし(櫛)

くしは保育園では用意していません。

髪をとかす必要のあるお子さんは、名前を記入して持参してください。



### ○ 肌

子どもは新陳代謝がさかんで、思った以上に肌が汚れます。

肌のトラブルを防ぐため、毎日入浴・洗髪し、石鹸は良く洗い流しましょう。

子どもの肌は水分が多いものの、大人に比べ失われやすく、すぐ乾燥してしまいます。

保湿に心がけましょう。

## 6. 外出・旅行

子どもの体調を優先に。年齢や体力に合わせ、無理のない計画で行動しましょう。

特に休み明けに疲れていると、生活やあそびに影響しやすくなります。

## その他

1. 健康カード 健康診査(全園児健診年2回、歯科健診1回)、カウプ指数(年2回)の結果を確認して捺印し、翌日園に戻してください。  
在園中使用します。失くさないよう気をつけてください。
2. コドモン 月1回の発育測定結果と、年2回の頭位・胸囲計測結果は成長記録に入力しお知らせします。
3. 感染症発生時 事務室前掲示板とコドモンでお知らせします。

4. 健診前調査 園医・歯科健診前にアンケート(問診)を実施します。記入し、提出してください。
5. 保育園で分からない傷や不審な傷があった場合、保護者の方にお聞きすることがあります。また状況によっては、子ども家庭支援センターへ伝えることがあります。ご了承ください。



## 保育園での与薬について

保育園においては、「原則として与薬はしない」ことになっています。

しかし、薬の服用なしでは健康的な日常生活が過ごせない慢性疾患の場合に限り、東大和市医師会の協力のもと作成した下記基準に従い、与薬を行うこととしますので、ご理解ご協力をお願いします。

### 1. 保育園での与薬にあたって

- ①事前に医師に相談し、登園前、帰宅後に服用することが可能な場合や1日3回の場合でも登園前帰宅後、就寝前に分けることができる場合は与薬できません。

医師より保育園での与薬がどうしても必要と指示があった場合に限り、保育園で与薬することとします。

- ②与薬の依頼には、主治医による「薬剤情報書」と保護者の「与薬依頼書」が必要です。

※「薬剤情報書」記入は有料となります。

「与薬依頼書」と「薬剤情報書」は1枚になっており、園(事務所)で用意しています。

看護師に声をかけてください。

お急ぎの場合は園のしおりの巻末に綴じてありますのでコピーしてご利用ください。

また、保育園のホームページからダウンロードしてご使用ください。

- ③与薬については、原則として看護師が行ないます。

### 2. 与薬が可能な薬

- ①医師から処方された薬のみとし、市販薬や自家製の薬は与薬できません。
- ②吸入薬は薬の性質から与薬できません。



③与薬が可能な薬は具体的に次のとおりです。

○慢性疾患の治療薬

- ・抗アレルギー薬
- ・アトピー性皮膚炎、湿疹等の軟膏

○熱性けいれん、てんかん等のけいれん予防薬

○アナフィラキシー、けいれん、喘息

・命に係わる与薬については、医師からの指示、予約依頼書と薬が必要となります。園で薬を使用した場合は、次の登園時に持参してください。新たな薬の持参を忘れた場合は、その日はお子さんをお預かりすることはできません。

### 3. 保育園に薬を預ける場合の注意事項

①内服薬は必ず1回分ずつに分けて、当日分のみ持参してください。

②薬を入れた袋や容器には、お子さんの名前をはっきり書いてください。

③薬は、ジュースやミルクに溶かさなくて粉末は分包されたまま、シロップ等の水薬は1回分を、取り分けて混ぜずにお持ちください。

④保育園に薬を預ける際には、必ず職員に手渡してください。

※カバン、ロッカー等に入れたままにしないでください。

⑤熱性けいれんと食物アレルギーについては、「熱性けいれん時与薬依頼書」・「食物アレルギー時対応与薬依頼書」が別途あります。担任・看護師に声をかけてください。



## 日本スポーツ振興センター、災害共済制度への加入について

学校、保育園、幼稚園は、在園する児童の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。センターの災害共済給付は、学校や保育園等の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、保護者の同意の下に加入しております。初回の同意後在園中は自動更新となります。給付内容等は、制度の改正があった場合は改正後の規定によりますが、令和6年4月1日現在その主な内容は下記の通りです。

### 記

#### 1、給付の種類と給付される場合

学校や保育園等の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾患（異物の嚥下、または迷入による疾患、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めるもの）の医療費、これらの負傷または、疾病が治った後に障害が残ったとき障害見舞金及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する死亡見舞金が給付されます。なお、保育園の管理下とは次の場合をいいます。

- ①保育を受けている時（園外保育中や遠足を含む）
- ②通常の経路及び方法による通園中（登降園中）

#### 2、給付金額

##### 医療費

医療保険並みの療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）が支給されます。

初診から治癒までの医療費総額（医療費で言う10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります（医療保険で言う被扶養者（家族）で、例えば病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療総額の3割分となります）。ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められています）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

##### 障害見舞金

障害の程度に応じて4,000万円（1級）から88万円（14級）が給付されます。  
（通園中の場合は2,000万円から44万円）

##### ①死亡見舞金

3,000万円が給付されます。（運動などの行為と関連しない突然死及び通園中の場合は、1,500万円）

##### 死亡見舞金

- ①同一の災害の負傷または疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ②災害給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わない時は、時効によって消滅します。
- ③損害賠償を受けた時や他の法令の規定による給付（例えば、児童福祉法の育成医療）等を受けたときは、その受けた額の限度において、給付を行いません。
- ④生活保護法による保護を受けている世帯に属する児童に係る災害については、医療費の給付は行いません。

#### 4、共済掛金（年額） 保護者負担なし

## 個人情報の取り扱いについて

### (基本理念)

向原第二保育園では、『個人情報保護に関する法律』第3条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての職員および園児の家族は、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

### (個人情報の利用目的)

向原第二保育園では、保護者より口頭もしくは文書により得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、その目的以外で使用することはありません。

目的以外で使用する場合は同意を得てから使用するものといたします。

尚、個人情報・プライバシー情報は以下の目的で使用いたします。

- ・適切な保育の実施のため
- ・保護者との連絡と状態・状況説明のため
- ・園児の健康維持および増進のため
- ・保育内容の検討のため
- ・当事業所の管理運営業務のため
- ・学生等の実習およびボランティアへの協力のため



### (個人情報の第三者への提供)

向原第二保育園では、『個人情報保護に関する法律』第27条により、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません。

### (個人情報の管理)

向原第二保育園は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに漏えい、滅失、または毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、确实かつ速やかに消去するものとします。

### (写真掲載等の拒否)

向原第二保育園は、ホームページや情報誌、保護者向け写真販売等の目的で、写真掲載をしています。個人情報・プライバシー情報の利用目的に賛同できず、拒否されたい方は各担任までお申し出ください。

### (園内行事等での写真及び動画撮影について)

個人情報・プライバシー情報保護の目的のため、写真及び動画撮影については、その漏洩等に充分注意することを、お守りください。

また、行事への参加を優先していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

## 苦情解決制度の仕組み

社会福祉法第 82 条で「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。」と規定し、事業者段階における「苦情解決」の体制整備が、各事業者に求められることになりました。

この「苦情解決」の体制整備の目的は、「苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足度を高めることや、早急な虐待防止対策が講じられ、利用者個人の権利を擁護するとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用することができるように支援する。」ことであり、また、「苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や事業者の信頼や適正性の確保を図る。」ことであることから、「社会福祉法人大龍会 苦情解決に関する要綱」を定めています。

この制度の趣旨は、保育園に対する理解や保護者と保育園との信頼関係をより一層深め、さらに保育園としての内容の向上に繋げて行くことにあります。

日常的には、職員との話し合いによって理解、解決を図ることが望ましく、気になったことは今まで通りクラス担任に気軽にお申し出ください。

### 1. 苦情解決に携わる担当者の役割

苦情受付担当者	選任された職員があたり、相談及び苦情を随時、受け付けて苦情解決責任者、第三者委員への報告を行うとともに、受付から解決・改善までの経過と結果について記録する。
苦情解決責任者	園長があたり、苦情解決の仕組みの周知や苦情申出人との話し合いによる解決、改善を約束した事項の報告などの役割を担う。
苦情解決第三者委員	利用者が、職員に苦情申出をしにくい際の苦情受付や、苦情申出人と苦情解決責任者との話し合いへの立会い、助言や解決案の調整を行う。 また、日常的な状況の把握と利用者からの意見聴取などの役割を担う。

### 2. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付／苦情申出人は、下記のいずれかの方法で苦情を申し出てください。

(ア) 苦情受付担当者に直接申し出る。

(イ) 第三者委員に直接申し出る。この場合は、匿名扱いとして処理することもできます。

(ウ) 受付担当者、第三者委員へ手紙、電話等で申し出る。この場合も、匿名で申し出ることができます。

(2) 苦情受付の報告、確認

(ア) 苦情受付担当者は、受け付けた苦情を記録し、苦情解決責任者と苦情解決第三者委員に文書で報告します。ただし、第三者委員へ報告は、申し出人が拒否した場合は行いません。

(イ) 報告を受けた第三者委員は、申し出人に報告を受けた旨を文書で通知します。

(ウ) 匿名での申し出については、全て第三者委員に報告し必要な対応を行います。

(エ) 第三者委員へ直接申し出られた苦情については、第三者委員が申し出人の要望に沿った方法で苦情解決責任者に報告します。

### (3) 苦情解決のための話し合い

- (ア) 苦情解決責任者は、申し出人と話し合いを行い苦情解決に努めます。その際、申し出人は第三者委員の出席や助言を求めることができます。
- (イ) 申し出人が、第三者委員に直接申し出て、苦情解決責任者との直接の話し合いを希望した場合は、第三者委員が間に立って解決に向けた調整を行います。
- (ウ) 園内で解決できない場合は、東京都社会福祉協議会内に設置されている運営適正化委員会を紹介します。

### (4) 苦情解決結果の報告

- (ア) 苦情解決責任者は、苦情解決の改善結果について、申し出人並びに第三者委員に文書で報告します。
- (イ) 匿名による苦情の解決については、園内の掲示板に提示します。

## 苦情解決窓口について

受付担当等の詳細は、掲示板にてお知らせしておりますのでご覧ください。

## 意見箱について

向原第二保育園では、意見箱を設置しております。

ご意見、ご要望等ありましたら、指定の用紙にご記入（ご記名もお願いしています）の上、意見箱に入れてください。



## 延長保育料の免除申請について

東大和市保育料徴収規則により、世帯の階層区分がA階層、B階層、C1・C2階層に認定されている場合は延長保育料が免除されます。

該当されると思われる方が「延長保育料免除申請書」と市が発行する書類（【0～2歳児】「利用者負担額（保育料）決定通知書」）を保育園に提出し、それに基づいて園が「延長保育料免除決定通知書」を出す方法で実施しております。

免除申請書は園に用意してありますので、免除の対象と思われる方やどちらか不明の方も気軽にクラス担任にご相談ください。

申請月からの対象になりますので、該当されると思われる方は早めに提出してください。

## 保育料について

基本保育料につきましては、市から決定された保育料を毎月5日までに、下記の指定口座へのお振り込みを行ってください。

支払い先 多摩信用金庫 東大和支店  
名 義 フクダ リュウカイ ムコウハラホイクエン リジ オリハラ ヨシカズ  
社会福祉法人 向原保育園 理事 折原 義和  
普通預金 口座番号 0578907

※振込手数料につきましては、保護者負担でお願いいたします。

## 写真に関するお知らせ

向原第二保育園では、日常の保育園生活の様子は、主にクラス担任が撮影して提供する形をとっております。

日常の身近な撮影は、担任が保育の中で行っておりますので、個人の枚数に差が生じたり、画像が満足いくものでなかったりが発生することに、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

クラスで撮影する日々の写真については、コドモンでの提供を予定しております。準備期間中につき、決まり次第別紙にてお知らせいたします。

## 災害時用の携帯電話

第二保育園では、災害時に使用できる携帯電話を設置しています。災害時は電話の繋がり難い状況が想定されます。園より保護者の方と連絡を取ることを目的としていますが、日常的には保育活動の散歩や園外保育などに使用しております緊急時に使用できる電話機を設置しています。



## 延長保育 及び 閉園(19時)以降の利用料金

保育の制度は、保育園を利用する方(保護者)の保育を必要とする理由に応じて、保育の利用時間が「保育短時間」と「保育標準時間」の2区分に分かれています。どちらに該当するかを決めることを認定と言いますが、利用する方の保育を必要とする理由により東大和市が認定をします。

下記の表(保育時間の設定)のように認定のしかたにより、延長保育の取り扱いが違います。

※閉園時間(19時)を過ぎてのお迎えの場合、延長保育料とは別に料金がかかりますので閉園前のお迎えを守ってください。

### 1. 保育時間の設定

時間	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
保育短時間認定者		延長保育①	保育短時間(コアタイム) 8:30~16:30								延長保育②	延長保育③	
保育標準時間認定者	保育標準時間 7:00~18:00											延長保育③	

### 2. 延長保育料の考え方

1) 延長保育料の金額	<p style="color: green;">○延長保育① ② 1回につき600円</p> <p style="color: cyan;">○延長保育③ 1回につき500円または月額2,500円</p>
2) 延長保育の利用方法	<p>延長保育③は月(年)単位の登録になります。 但し臨時で利用する方のためにスポット料金制を併用します。</p> <p>延長保育①、②は臨時(スポット制)のみです。</p>
3) 臨時(スポット)利用のルール	<p>臨時(スポット)で利用する場合は、利用料金には限度がありません。 (利用回数分の料金になります)</p> <p>延長保育③は、申請が必要になりますので、早めに手続きすることをおすすめします。</p>
4) 保育短時間認定者の場合	<p>利用する時間帯(送迎時間)によって、それぞれの延長保育料金がかかります。</p> <p>延長保育①(7:00~8:29) 延長保育②(16:31~18:00) 延長保育③(18:01~19:00)</p>
5) 保育標準時間認定者の場合	<p>延長保育③(18:01~19:00)に料金がかかります。</p>
6) 延長保育料の徴収方法	<p>登録利用者は、翌月利用料を当月25日頃に集金します。</p> <p>臨時(スポット)利用者は、当月利用料を翌月5日頃に集金します。</p>

### 3. 閉園(19時)以降の取り扱い

19時を過ぎた場合の料金	19時を過ぎてのお迎えの場合は、5分一単位につき300円を加算した料金が発生し、別料金として集金します。
--------------	--



保護者記入欄

向原保育園 園長殿

与薬依頼書

年 月 日

保護者に代わり、保育園での与薬をお願いします。

園児名 ( 年 月 日生) 組

保護者名

主治医記入欄

- ①風邪薬はお預かりできません。  
 ②1日3回飲む場合、朝・降園後・寝る前の3回に分けられず、保育園で飲まなければならぬ場合のみお預かりいたします。  
 ③通常通りに登園でき、保育園生活に支障がない場合、下記「薬剤情報書」の記載をお願いします。

薬剤情報書

上記園児の薬剤情報は以下の通りです。

病名	熱性けいれん その他けいれん疾患(病名) 気管支喘息 アレルギー性疾患(病名) 結膜炎 湿疹 その他の皮膚疾患( ) その他の慢性疾患(病名)
薬名	
薬理作用	抗けいれん剤 気管支拡張剤 抗アレルギー剤 強心剤 抗不整脈剤 利尿剤 その他( )
種類と量	散剤1回( )包 水薬1回( )目盛 錠剤1回( )錠 座薬1回( 本、 mg) 軟膏( )回 点眼( )回
指示期間	年 月 日～ 年 月 日まで ( 最 長 6 ヶ 月 )
特記事項	
医療機関名	年 月 日
担当医師名	

保護者記入欄

向原保育園 園長殿

与薬依頼書

年 月 日

保護者に代わり、保育園での与薬をお願いします。

園児名 ( 年 月 日生) 組

保護者名

主治医記入欄

- ①風邪薬はお預かりできません。  
 ②1日3回飲む場合、朝・降園後・寝る前の3回に分けられず、保育園で飲まなければならぬ場合のみお預かりいたします。  
 ③通常通りに登園でき、保育園生活に支障がない場合、下記「薬剤情報書」の記載をお願いします。

薬剤情報書

上記園児の薬剤情報は以下の通りです。

病名	熱性けいれん その他けいれん疾患(病名) 気管支喘息 アレルギー性疾患(病名) 結膜炎 湿疹 その他の皮膚疾患( ) その他の慢性疾患(病名)
薬名	
薬理作用	抗けいれん剤 気管支拡張剤 抗アレルギー剤 強心剤 抗不整脈剤 利尿剤 その他( )
種類と量	散剤1回( )包 水薬2回( )目盛 錠剤1回( )錠 座薬2回( 本、 mg) 軟膏( )回 点眼( )回
指示期間	年 月 日～ 年 月 日まで ( 最 長 6 ヶ 月 )
特記事項	
医療機関名	年 月 日
担当医師名	

保護者各位

東大和市子ども未来部 保育課

向原第二保育園

インフルエンザによる出席停止について

園児が上記に感染した場合は、保護者様には、「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき出席停止をお願いしておりますが、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行を見据えた保育所等における感染対策の徹底について」（事務連絡令和4年11月8日）が発出され、保育所等に登園再開する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこととされました。

つきましては令和4年度秋以降の標記疾患の「登園届」は、医師の指示に従って療養に努め、当分の間、保護者が「登園届」（下記）に必要な事項をご記入のうえ保育園に提出し登園再開をお願いいたします。

インフルエンザによる出席停止期間

発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した日の翌日から3日（幼児のため）を経過するまで登園できません。（発症した日、解熱した日は0日と数えます）。

発症期間 発熱期間	0日目 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
1日間	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	平熱	登園可能			
2日間	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能			
3日間	発熱	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能		
4日間	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能	
5日間	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能

-----切取-----

登園届（インフルエンザ用）

向原第二保育園 施設長 殿

月 日に、医療機関より「インフルエンザ（A型・B型）」と診断されました。発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した日の翌日から3日を経過し、健康状態が普段通り良好になりましたので、登園いたします。

受診医療機関 \_\_\_\_\_

発 症 日 令和 年 月 日

解 熱 日 令和 年 月 日

出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

登 園 届 日 令和 年 月 日

園 児 氏 名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 組)

保 護 者 氏 名 \_\_\_\_\_

<医師用>

<b>意見書（証明書）</b>	
（施設長） 殿	
園児名 _____	
下記疾患の症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。	
年 月 日	から登園可能と判断します。
_____ 年 月 日	
医療機関名 _____	
医 師 名 _____ (印)	

**かかりつけ医様へ** 幼稚園・保育園等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。

**保護者様へ** 下記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」（作成費用保護者負担）を在園施設に提出して下さい。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

参考 保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）

該当疾患に✓	感染症名	感染しやすい期間（一は、感染しやすい期間を明確にできない）	登園のめやす
	麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
	風しん	発しん出現の前7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫張後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消え2日経過していること
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌物質製剤による5日間の治療を終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	マイコプラズマ肺炎（※）	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病（※）	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	とびひ（※） （伝染性膿痂疹）	2～10日（長期の場合もある）	患部を全て覆って登園可、広範囲の場合休園
	その他感染症名 ( )		

空欄はその他の感染症等で意見書が必要な場合記入して下さい。インフルエンザは別紙様式あります。（発症前24時間から発病後3日程度まで最も感染力が強い：登園のめやすは、発症した後5日経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで）

（※）「保育所における感染症ガイドライン」では登園届ですが、東大和市小中学校と統一して意見書で対応します。

（東大和市共通様式）

<保護者用>

<b>登園届</b> (保護者記入)	
(施設長) 殿	組
園児名	
(医療機関) (令和 年 月 日受診) において	
下記疾患について、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、	
令和 年 月 日より登園いたします。	
令和 年 月 日	
保護者氏名	

**保護者様へ** 幼稚園・保育園等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の疾患については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医の診断に従い、「登園届 (保護者記入)」の記入及び提出をお願いします。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

参考 保育所における感染症ガイドライン (2023年改訂版)

該当疾患に ✓	感染症名	感染しやすい期間 (一は、感染しやすい期間を明確にできない)	登園のめやす
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
	伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間 (便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発しんが痂皮化 (かさぶた) してから
	突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと
	新型コロナウイルス感染症 (※)	特に発症後 5 日間	発症後 5 日間を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること
	その他感染症名 ( )		

空欄はその他の感染症等で登園届が必要な場合記入して下さい。

(※) は、「保育所における感染症ガイドライン」では意見書ですが、東大和市では統一して登園届で対応します。

(東大和市共通様式)





